

北九州広域都市計画 高度利用地区（魚町３丁目２番地区）の変更（北九州市決定）

北九州広域都市計画 高度利用地区を次のように変更する。

種 類		面 積	建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積 に対する割合の最高限度	建築物の建築面 積の最低限度	備 考	
高度利用地区 黒崎駅東地区		約 ２．４ha	６０／１０	３０／１０	８／１０ なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物に ついては １０／１０	２００㎡		
高度利用地区 馬借地区第一		約 ０．２ha	６０／１０	３０／１０	８／１０ なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物に ついては １０／１０	２００㎡		
高度利用地区 大手町地区		約 ４１．８ha	４０／１０	１５／１０	８／１０ ア．街区の角にある イ．防火地域内にあ 敷地又はこれに る耐火建築物に 準ずる敷地につ ついては １０／１０ ては ９／１０	２００㎡		
高度利用地区 小倉駅前東地区		約 １．８ha	７５／１０	３０／１０	７／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 西小倉駅前第一地区		約 ０．５ha	７０／１０	３０／１０	７／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 紫川馬借地区		約 ０．４ha	５０／１０	３０／１０	８／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 若松Ａ地区	A	約 ２．１ha	４０／１０	１５／１０	８／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	約 ２．１ha
	B		２０／１０		６／１０			約 １７０㎡
高度利用地区 黒崎駅西地区	A	約 １．９ha	６０／１０	３０／１０	８／１０	５００㎡	壁面の位置の制限を設定	約 １．４ha
	B		５０／１０					約 ０．５ha

種 類	面 積	建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積 に対する割合の最高限度	建築物の建築面 積の最低限度	備 考	
高度利用地区 室町一丁目地区	約 3. 6 ha	6 5 / 1 0	2 0 / 1 0	7 / 1 0 なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物に ついては 9 /10	5 0 0 m ²	壁面の位置の制限を設定	
高度利用地区 八幡駅前地区	約 2. 8 ha	4 0 / 1 0	1 5 / 1 0	8 / 1 0	1 5 0 m ²		
高度利用地区 魚町3丁目2番地区	約 0. 2 ha	8 0 / 1 0	3 0 / 1 0	8 / 1 0 なお、商業地域内で防火地域にある耐火建築物に ついては 10 /10	5 0 0 m ²		
合 計	約 5 7. 7 ha						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

【理由】

別紙理由書のとおり。